

交流及び共同学習ガイド

平成31年3月 文部科学省

目次

第1章	交流及び共同学習の意義・目的	1
第2章	交流及び共同学習の展開	4
1	関係者の共通理解	4
2	体制の構築	5
3	指導計画の作成	5
4	活動の実施	6
5	評価	9
参考	障害のある子供の理解	11
第3章	取組事例	15
事例1	「なかよしデー」を設けて年間を通して共に学ぶ取組（幼稚園）	16
事例2	音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習（小学校5年生）	18
事例3	障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習による相互理解の推進の取組（小学校6年生）	20
事例4	ボッチャ等を通じた交流及び共同学習（中学校1～3年生）	22
事例5	文化芸術活動に係る計画的・継続的なワークショップによる交流及び共同学習（高等学校3年生）	24
事例6	体操等の行事を通じた交流及び共同学習（特別支援学校小学部1～3年生）	26
事例7	音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習（特別支援学校小学部2年生）	28

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられます。

これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、子供たちが幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

(参考) 学習指導要領等の主な関係記述抜粋

■ 幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 6 幼稚園運営上の留意事項

- 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。（略）また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

■ 小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

■ 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

■ 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 6 款 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

■特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年 4 月告示）

第 1 章 総則 第 7 幼稚園に係る学校運営上の留意事項

- 4 学校や地域の実態等により、特別支援学校間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るものとする。（略）また、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

■特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）

第 1 章 総則 第 6 節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

■特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）

第 1 章 総則 第 2 節 教育課程の編成 第 6 款 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

第2章

交流及び共同学習の展開

ここでは、小・中学校等で交流及び共同学習を実際に推進していく際のおおよその手順を説明します。また、それぞれの項目において、最初に記載している「ポイント」は、取組に当たって、特に留意する内容です。

なお、各学校において実施する際に、分からないことや調整が難しい場合があるときには、教育委員会に相談して、他の学校の事例の紹介や調整における協力を得るなどして進めていくことが考えられます。

1 関係者の共通理解

ポイント

- 学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

交流及び共同学習の実施に当たっては、学校の教職員、子供たち、保護者など当該活動に関わる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切です。

教職員については、校長のリーダーシップの下、校内研修や事例報告会の実施などにより、学校全体で取組の意義やねらい、内容等を共有した上で取り組むことが大切です。また、交流及び共同学習は、小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や小・中学校の特別支援学級との間で行うことが考えられるため、その両者の関係者が互いに活動の意義やねらい等について理解し合うことが大切です。そのためには、関係者間で協議し、両者が話し合う機会を、年間スケジュールに位置付けるなどして、計画的に確保することが考えられます。両者の組織の有機的な連携や協力体制が確保されることで、活動の意義やねらい、相手校や相手学級の教育の実際、障害のある子供への接し方等についての関係者の共通理解が進みます。

子供たちに対しては、十分な事前学習を通じて、教職員が活動の意義やねらい等を明確に示すことが、実際の活動において子供たちによる主体的な活動を促すことにつ

な갑니다。

また、保護者に対しても、学校だよりや保護者説明会の場などを活用して、教職員が丁寧な説明や情報提供を行うことで、保護者においても障害者に対する理解や交流及び共同学習の意義についての理解が深まり、学校外の生活においても子供たちの意識や行動の変容を後押しすることにつながることを期待されます。

2 体制の構築

ポイント

- 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

教職員によって交流及び共同学習に関する理解や取組状況が異なることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に継続して取り組むことが大切です。

そのため、全教職員を対象に校内研修や事例報告会を実施するなどにより、学校全体で取組を共有することが考えられます。また、新たに活動を計画・実施する教職員が円滑に取り組むことができるように、これまでに蓄積された交流及び共同学習を実施するためのノウハウをまとめて学校内で共有するなどの工夫が考えられます。例えば、交流及び共同学習を児童会や生徒会等の活動に組み込んで、児童会等に活動の進行を任せるなど、子供の担当する役割を明確にした上で、子供の発達段階に応じて、交流及び共同学習のプロセスの一部を子供に担わせる工夫も考えられます。

3 指導計画の作成

ポイント

- 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
- 単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。

交流及び共同学習を計画的・継続的に行うためには、年間指導計画の中に位置付け

ておくことが大切です。

その際、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、相手校・相手学級との役割分担、協力体制等について、担当する教職員間で事前に十分に検討し、無理なく継続的に行えるよう活動を計画します。特に、時間割については、年度の途中で変更することが難しい場合もあることから、相手校・相手学級と事前に調整し、年度当初に決めておくことが大切となります。

また、交流及び共同学習が単発の交流やその場限りの活動とならないよう、事前学習・事後学習も含めて一体的な活動を計画することが大切です。スポーツや文化芸術活動に関するイベントのような形で行うことは、これまで積極的に関わっていなかった子供や保護者等の関心を高める効果があると考えられますが、その場限りの活動で終わってしまえば教育の効果が小さくなってしまいます。イベントのような形で行う場合は、時間や費用などを考慮し、日常において無理なく継続的に行えるものを計画することが大切です。

<教育課程上の位置付け>

交流及び共同学習は、小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携して行うものや、小・中学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒等を受け入れて行うものなど様々な形態がありますが、授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、児童生徒等の在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意する必要があります。

交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことができます。実施する学校において、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

また、在籍校の授業として実施するということは、基本的には在籍校の教師が指導を行うこととなりますが、具体的な指導の形態等については、在籍校の教育活動の一環であることを考慮し、相手校と協議の上、個々の実態に即して適切に実施します。

4 活動の実施

ポイント

- 事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- 障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- 事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

事前学習

充実した活動を行うためには、事前に、子供たちや活動に関わる関係者に対し、担当する教職員が活動のねらいを明確にし、理解を深めておくことが大切です。ねらいの設定に当たっては、この活動を通して子供のどのような資質・能力を育成するのかを検討することが大切です。

また、関係者間でねらいを達成するために、障害に関する理解や一緒に活動を行う子供の特性や個性についての理解を進めることが大切です。また、活動を円滑に実施するために、実際の活動内容や役割分担等について、事前学習を行うことが大切です。

事前学習を充実させるには、担当する教職員同士が事前の打合せや情報交換を十分に行い、互いに理解を深めておくことが必要です。

障害のない子供たちや関係者に対する事前学習においては、障害についての正しい知識、障害のある子供たちへの適切な支援や協力の仕方についての理解を促すことなどが考えられます。

障害のある子供たちに対する事前学習においては、その子供の障害の状態等に応じて、積極的な行動、支援や協力の求め方・断り方、自分の気持ちの表現をできるようにしておくことなどが考えられます。

子供たちがお互いの理解を進めるには、子供の代表者が事前に相手校を訪問したり、ICTを活用してコミュニケーションを取ったりするなど親しくなる機会を設けるという方法も役立ちます。また、実際の活動を行う前に相手校に下駄箱や机、椅子を用意するなどして、障害のある子供がそれぞれの活動場所で所属意識をもつことができるように工夫することが考えられます。こうしたことは、障害のある子供たちが安心して活動に参加することにつながるとともに、障害のない子供たちにとっては、自然に友達を受け入れるための事前学習にもなります。

活動当日

実際に活動を行う際には、次のような点に配慮することが必要です。

- ・子供たちが主体的に活動に取り組むことができるようにする。
- ・障害のある子供たちの活動の状況や周囲の者の支援の様子を常に把握し、円滑に活動できるようにする。
- ・事故防止に努めるとともに、障害のある子供に対し、活動が負担過重にならないように留意する。

子供が主体的に活動に取り組むことができるようにするためには、活動に見通しをもたせておくことが有効です。そうすることで、障害のある子供も障害のない子供も、互いに自分から活動することができるようになります。同時に、活動によっては、実際の活動の様子を見ながら内容を調整していくことで、両者のねらいに即した柔軟で円滑な活動を行うことができます。

両者が活動に意欲的に取り組み、共に活動を楽しむことで、自然に子供同士の触れ合いが生まれると考えられます。

なお、身体的あるいは精神的に疲れやすい子供もいます。表情や動き等をよく見て、負担過重とならないよう留意する必要があります。

事後学習

交流及び共同学習を実施した後、子供が活動してみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいかなどについて、振り返ってみたり、周囲の人に伝えたりすることで、活動のねらいに基づいて子供たちの理解を深めるとともに、交流及び共同学習に対する関心を一層高めるようにすることが大切です。

例えば、その結果や活動の様子について、担当する教職員が学校だよりを活用して相手校や校内に広く伝えることは、相互の理解を深めることにつながります。また、子供たちが感想などを作文や絵にまとめる機会を設けることもよい方法です。その際、よかったことを中心に振り返りをするすることで、より意欲的に取り組むことができるようになります。さらに、写真やビデオを効果的に活用することにより、子供たちが具体的に活動を想起できるようになり、次回への期待を高めることができるようになります。

このように様々な手段で、次回の活動につなげていくことが大切です。

また、交流及び共同学習に関する時間だけではなく、その後の日常の学校生活にお

いても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果
を高めることにつながります。その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を
続けていくことが大切です。

5 評価

ポイント

- 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- 活動直後の状況だけではなく、その後の日常生活における子供たちの変容をとらえる。

活動後には、交流及び共同学習のねらいがどの程度達成できたのか、活動を通して相互理解がどのように進んだのかなどについて具体的に評価するとともに、交流及び共同学習について教育課程上に位置付けた各教科等の目標に照らしてどのような資質・能力が身に付いたかを評価していきます。

交流及び共同学習の大きな目的である「共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するため、学校独自に交流及び共同学習に関する評価の視点を定めておき、それに基づいて子供たちの取組を評価するなどの工夫も考えられます。

そのためには、作文や絵に表現されたものや活動場面での変容だけでなく、その後の学校生活や学校外の生活において、子供がどのような姿を見せているのか、子供の意識や行動にどのような変容や成長があったのかなどについても、とらえることが大切となります。

このような評価を次回の活動に生かし、必要な改善や計画の見直しを行い、よりよい交流及び共同学習にしていくことが大切です。

<評価に当たっての考え方>

- 交流及び共同学習を通して、子供の相互理解がどのように進んだか。

障害の有無にかかわらず、共生社会を形成する一員として、相互に互いの人格と個性を認め尊重し、支え合うことなどの心情や態度を育むことができているかの視点からの評価に努めます。

- 各教科等の学習においてどのような資質・能力が身に付いたか。

教育課程に位置付けた各教科等の目標に照らして、子供たちに身に付いた資質・能力を評価するなど、教育課程に照らして適切な学習評価の在り方について関係者で打ち合わせしておくことが重要です。

交流及び共同学習の学習場面における子供の意識や態度の変容だけでなく、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成の観点から、学校や地域での生活も含めて、子供の変容を可能な限り幅広く、総合的に把握できるようにします。

- 交流及び共同学習での学習の様子については、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載することが望ましいです。

参考 障害のある子供の理解

障害のある子供に関わる際には、障害の状態や特性等に応じてそれぞれ配慮が必要です。それぞれの障害種別に配慮することを述べます。配慮に当たっては、一人一人の障害の状態や特性等に応じて、以下の例に限らず、柔軟に対応することが必要です。

(1) 視覚障害

- ① 教材等を提示する場合、言葉での説明を添えるとともに、手で触って観察できるようにする。
- ② 「そこ」、「あそこ」などの指示代名詞は避け、「右手前」「○時の方向（時計の文字盤になぞらえて説明）」などと具体的に指示する。
- ③ 慣れない場所に行ったり、初めて体験したりするときには、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする。
- ④ 文字カード等を提示する際には、輪郭やコントラストをはっきりさせたり、文字を大きく書いたりするとともに、照明等に配慮して見やすくする。
- ⑤ 視野が狭い場合には、横から近付いてくるものに気が付かなかったりすることがあるので、衝突による事故等が起こらないよう十分注意する。

(2) 聴覚障害

- ① 子供が話し手の方を向いているときに、話し手は自分の顔全体、特に口元がはっきりと見えるようにして話しかける。
- ② 補聴器や人工内耳等で聞き取りやすいように、必ず声を出して話す。唇だけを動かしたり、大声を張り上げたりしないようにする。
- ③ 話が通じにくい場合には、紙に書いたり、空書きしたり、子供の手のひらに指でゆっくりと文字を書いたりして確認するようにする。子供によっては、手指の形でかな文字を表す指文字や手話を活用した会話に努める。
- ④ 活動の流れを確認したり、話し手の方を見たりするために、子供が横や後ろを見たりする場合があるので、それを認めるようにする。
- ⑤ できるだけ板書や実物、指文字、手話等を利用するなどして、視覚的な手がかりをもとに活動の流れを把握できるようにする。

(3) 知的障害

- ① 興味・関心をもつことのできる活動を工夫する。
- ② 言葉による指示だけでなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりすることによって、子供たちが活動内容を理解しやすくする。
- ③ 繰り返してできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真等を用いて手順が分かりやすくなるようにしたりして、見通しをもちやすくする。
- ④ 得意とする活動や普段の授業で学習していること、慣れている活動を行うようにして、自信をもって活躍できる場を多くする。
- ⑤ 子供の行動の意味や心情、その背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、子供同士が理解し合い友達になれるようにする。

(4) 肢体不自由

- ① 歩行を妨げたり、ぶつかったりしないよう注意する。
- ② 車いすや杖等を使用する子供が階段や段差のあるところで困っている場合には、どうしたらよいかを尋ね、それぞれの子供に合った方法で援助する。また、必要に応じて周囲の人たちの協力を求め、安全な方法で介助するようにする。
- ③ 車いすを押す場合には、ゆっくり押すように心がける。また、前方に段差や坂道がないかをよく確かめ、急な下り坂では後ろ向きに進むなど、状況に応じた安全な押し方をする。
- ④ 話をするときは、それぞれの子供の目の高さに合わせるように努め、気持ちを伝えるようにする。
- ⑤ 身体の動きやコミュニケーションの状態に応じて、筆記やコンピュータへの入力等を助けるための補助用具を活用したやりとりを行うようにする。

(5) 病弱・身体虚弱

- ① 活動に当たっては、保護者、担当医、教師の間で、また、場合によっては子供本人も含めて、個々の子供の病状や活動する際の注意事項を確認する。
- ② てんかんや気管支ぜん息等の子供は、発作がないときには他の子供と同じ程度の活動が可能な場合があるので、子供の病気の状態等を考慮し、学習活動を必要以上に制限することがないように留意する。
- ③ 病気によっては急に不調になることもあるので、活動中も体調の変化に十分に注意するとともに、個々の病状や体力に応じた活動を工夫する。
- ④ 筋力低下や骨折等を伴うことが多い疾患のある子供については、無理な運動にならないように留意し、主体的な活動ができるように工夫する。

- ⑤ 感染症にかかっていたり、体力や免疫力が低下していたりする場合は、ICTを活用したテレビ会議を行うなどの活動を積極的に取り入れるようにする。
- ⑥ 子供の病気や状況によっては、入院や手術、病状や治療の継続、人との関わり等に不安を抱くことがあるので、子供の気持ちを尊重しつつ、活動を広げていくようにする。

(6) 言語障害

- ① 子供にとっては、話すことが苦にならない楽しい雰囲気が大切であり、温かく、思いやりのある好ましい人間関係を保つことができるような環境づくりに心がける。
- ② はっきりと、しかもゆっくりと話すように努め、子供の話に対しては、笑顔でうなずきながら、子供が話し終わるまで丁寧に聞くようにする。
- ③ 子供にとって話したくなるような聞き手であることが大切であり、子供の話し方ではなく話の内容に耳を傾けるようにする。
- ④ 吃音の子供に対しては、急いで話したり、言い直すことを求めず、また、話の途中で口を差しはさんだりしないようにする。

(7) 自閉症

- ① 見通しがもてるように、計画された活動内容を、簡潔な言葉、絵や写真等の視覚的な情報を活用して事前に知らせるとともに、急激な変化を苦手とする場合が多いことから、計画された活動を急に変更することがないようにする。
- ② 相手の感情や考えを察したり、理解したりすることが苦手である場合もあることから、適切に子供同士の関係を調整し、誤解による揉め事等が起こらないよう留意する。
- ③ 言動の意味を理解することが困難な場合でも、子供は他者に自らの意思や考えなどを伝えようとしていることが多いことに留意する。
- ④ 集団活動に参加することが苦手な子供が多いことから、少人数による活動から徐々に人数を増やしていったり、子供同士の相性や関係性を考慮したりするなど工夫をする。
- ⑤ 騒がしい場所や蛍光灯の光、人との接触等を苦手とする場合もあることから、聴覚や視覚、触覚等の過敏さを踏まえて、環境を整備する。

(8) 情緒障害

- ① 選択性かん黙の子供に対しては、場面によって意図的に話ができない状況にあることを踏まえ、緊張や不安を緩和できるような支援の手立てを工夫する。
- ② 心理的、情緒的理由により不登校の状態にある子供がおり、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促し、家族間の人間関係の調整を図るための指導や配慮などが行われていることに留意する。
- ③ 心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることを踏まえ、学習内容の定着に配慮する。
- ④ 子供の情緒不安、自尊感情や自己肯定感の低下などの状態に応じて、カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等を行う。

(9) LD（学習障害）

- ① 本人の得意な活動や障害により苦手な活動をあらかじめ十分に把握する。
- ② 得意な能力を生かした活動ができるように工夫する。苦手な活動に対しては、周囲の理解を図るとともに、できる限り自分の力でできるよう、得意な能力を生かした支援の手立てを工夫する。
- ③ 指導に当たっては、具体的に簡潔な言葉で話すとともに、実物やVTR、写真、絵カード等の視覚的な情報を活用する。
- ④ 文字を示すときには、本人が読みやすい大きさの文字や色などを使うようにする。不必要な文字は黒板から消すなどして、必要な情報を厳選して提示する。

(10) ADHD（注意欠陥多動性障害）

- ① 聞き落としや見落としをしないように、教師に注目していることを確認してから話したり見せたりする。また、一度に多くのことを伝えようとしないで、一つのことを簡潔に伝えるようにする。
- ② 一つ一つの活動が短く区切られ、先の活動が終わったときには次にやることが明確に分かっているようにする。
- ③ 忘れても思い出せるように、指示内容は簡潔に書いて提示する。
- ④ 好ましくない行動をしたときには、その行動がよくないことを短く簡潔に伝え、どのように行動することがよいのかを具体的に伝える。
- ⑤ 興味の対象が移りやすいので、活動に不要なものは片付けておくように努める。

第3章

取組事例

- 事例1 「なかよしデー」を設けて年間を通して共に学ぶ取組（幼稚園）
- 事例2 音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習（小学校5年生）
- 事例3 障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習による相互理解の推進の取組（小学校6年生）
- 事例4 ボッチャ等を通じた交流及び共同学習（中学校1～3年生）
- 事例5 文化芸術活動に係る計画的・継続的なワークショップによる交流及び共同学習（高等学校3年生）
- 事例6 体操等の行事を通じた交流及び共同学習（特別支援学校小学部1～3年生）
- 事例7 音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習（特別支援学校小学部2年生）

事例 1

「なかよしデー」を設けて年間を通して共に遊ぶ取組

〔幼稚園（特別支援学校幼稚部の幼児との交流及び共同学習）、年間7回〕

●活動の概要

幼稚園と特別支援学校（聴覚障害）幼稚部の幼児が、互いの学校園を訪問し、一緒に遊ぶ時間を年間7回設けている。この活動（なかよしデー）を通して、幼児はコミュニケーションに工夫が必要なことに気付いたり、一緒に遊ぶ楽しさを味わったりしている。

●活動内容

(1) ねらい

- ・いろいろな人と関わったり一緒に遊んだりしながら親しみをもつ。
- ・互いのよさを知り、気持ちを通じ合う喜びを味わう。
- ・一緒に遊びながら、障害に対して正しく理解をする。

(2) 活動の実際（事前の保育、当日の遊びや活動、事後の保育）

両学校園共、1学期は生活に慣れていない幼児が多いので、活動に参加する対象を、おおむね、幼稚園は5歳児、特別支援学校は4、5歳児としている。また、場所や活動内容によって、幼稚園の4歳児も参加し、年度の後半の活動から特別支援学校の3歳児も一緒に交流を楽しむようにしている。

（年間指導計画の概要）

実施時期	実施場所	主な活動内容
6月	幼稚園	○人工内耳や補聴器、友達への話し掛け方についてクイズを交えて教師から紹介 ○グループ分けとグループ写真撮影・自己紹介 ○運動遊び「パラバルーン」
7月	幼稚園	○グループごとの遊び（固定遊具、シャボン玉、石鹸クリーム遊び、砂遊びなど）
9月	幼稚園	○グループ対抗の運動遊び（玉入れ、綱引き）
11月	特別支援学校	○朝の会への参加（同じ学年の学級に入る） ○特別支援学校幼稚部3歳児の紹介 ○グループ対抗のゲーム「ボールはこび」 ○ダンス
12月	幼稚園	○歌（手話つき）「赤鼻のトナカイ」 ○ダンス「ジングルベル」 ○グループごとに画用紙のクリスマスツリーに飾り付け、作品を持ってグループごとに写真撮影
1月	特別支援学校	○グループごとに手話クイズ ○ゲーム「集まりっこゲーム」
2月	幼稚園	○ダンス ○わらべうた「なべなべそこぬけ」 ○グループ対抗のゲーム「ボールリレー」

※7月は気候の影響で実施せず

- 全ての活動において手話と同時に、スピードに配慮しながら話し、運動遊びにおいては太鼓の振動を利用してタイミングをはかるなど、みんなが活動を楽しめるようにしてきた。また、天候・気温・体力面なども考慮して室内遊びを多く取り入れるようにした。
- 両学校園共、回を重ねるうちにグループの友達に親しみをもつようになり、一緒に活動を楽しむことができた。
- 交流を重ねるにつれて、幼稚園の幼児は特別支援学校の幼児の名前を呼んだり簡単な手話を覚えて挨拶をしたり、家族に手話を教えたりする姿が見られるようになった。



●実施に当たって工夫したこと

年度初めに両学校園の担当教師でねらいを確認し、年間計画を作成していく。詳しい活動内容については、実施場所の学校園が主な計画案を出し、その時期にふさわしい活動であるか幼児の実態に合っているかなどをお互いに吟味し、最終的な計画を立てている。

一年を通して一緒に活動するグループを決め、初回に撮影した写真を各学校園に掲示することで、グループの友達の顔と名前を覚えたり、親しみを感じられたりするようになっている。

活動後はどのような遊びを一緒に楽しんだのか、園だよりで保護者に知らせるようにした。保護者は「子供が手話を教えてくれました。」「初めて知ったことや楽しかったことを話してくれます。」と喜ばれ、交流及び共同学習のよさを実感されていた。

●活動の成果、今後の展望

当初、どのように関わればよいのか戸惑っていた幼児も、回を重ねるうちに少しずつ緊張感が和らいでいた。幼稚園の幼児は障害のある子供との関わりについて初めて知ることも多く、特別支援学校の設備や人工内耳、声の掛け方などの話に、熱心に耳を傾けていた。知ったことを友達だけではなく、家庭でも話したりするなど、より理解が深まっていったと思う。

5歳児だけでなく他年齢児も参加することは、次年度の活動への連続した育ちとなっていくと考えられる。幼児が豊かな人間関係を育むことができるように、両学校園の情報交換を密にし、活動内容を吟味しながら今後も交流及び共同学習を続けていきたい。

〔事例提供：兵庫県姫路市立城乾幼稚園〕

事例 2

音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

〔小学校 5 年生（特別支援学校（知的障害）との交流及び共同学習）
総合的な学習の時間 5 時間〕

●活動の概要

本小学校では「ちがいの尊重と認め合い」を学ぶ生き方教育の一環で、ユニバーサルデザインを学習している。そして、その学習を深めるために地域の様々な立場の方々との交流を行っている。平成 27 年度に地域に特別支援学校が開校したのを機に、交流及び共同学習を行っており、これまでに「太鼓交流」や「音楽交流」などといった交流を行っている。

●活動内容

(1) ねらい

交流及び共同学習を通して、相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合うことができるようにする。

(2) 活動の実際（事前学習、当日の学習、事後学習）

（教育課程上の位置付け）

5 年生の総合的な学習の時間で規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習を行う中で、5 単位時間の交流及び共同学習を実施した。

（年間指導計画の概要）

実施時期	時	主な活動内容	評価とその方法
9 月上旬	1	特別支援学校との交流に向けて、メンバー紹介の VTR 作成と内容の計画	活動を通して相互理解することができる（観察）
9 月中旬	1	特別支援学校へ行き、グループに分かれて自己紹介やゲーム、音楽交流で踊るダンスの曲を決める	活動を通して相互理解することができる（観察）
9 月下旬	1	グループでのゲームや音楽練習	活動を通して相互理解することができる（観察）
10 月下旬	1	グループでのゲームや音楽練習	活動を通して相互理解することができる（観察）
11 月上旬	1	グループでのゲームや音楽練習 発表会	活動を通して相互理解することができる（観察）



音楽交流の様子

●実施に当たって工夫したこと

本交流では、小学校 5 年生の児童 54 名と、特別支援学校の 4・5・6 年の児童 21 名で上記のねらいで交流を実施した。交流が児童たちにとって有意義なものとなるように、事前に両校の教師でねらいや取組内容、交流回数、交流する際の配慮などを打ち合わせた。実際の交流では、児童たちが初対面であることや急な学習環境の変化等にも配慮して、まずは両校で自己紹介等の動画を作成し、V T R での交流を行った。はじめて会って行う交流でも、1 つのグループが 10 人程度になるようにグループや活動場所を分けて活動を行った。事前に V T R での交流をしていたこともあり、すぐに打ち解け合い、初回からスムーズに交流を進めることができた。付き添う教師も小グループでの活動にすることで、児童たちがどう関わり合っているのか、一人一人の様子もしっかりと見ることができた。今年度行った音楽交流は、1 回目の交流の時にグループごとに踊る曲を一緒に考え、2 回目以降の交流で、小学校の児童が考えた振り付けと一緒に練習していく形で進められた。振り付けが覚えにくいものは、踊りやすいものに考え直したり、ダンスが苦手な人には楽器を手作りして参加できるようにしたりと工夫することもできた。また、特別支援学校で手作りした塩ビ管太鼓と一緒にシール貼って仕上げ、ダンス交流に取り入れる等もした。音楽を通じた交流及び共同学習にすることで、自然と楽しい雰囲気となり、最後の発表までとてもよい雰囲気で交流することができた。

●活動の成果、今後の展望

本校と特別支援学校間で交流及び共同学習を始めて 3 年目となる。その間に「プール交流」や「太鼓交流」、そして今回の事例である「音楽交流」など、数多くの交流をもつことができた。交流を積み重ねていく中で、取組効果をより充実させるために、小学校では「総合的な学習の時間」に、特別支援学校では小学部が「特別活動」、中学部では「総合的な学習の時間」に、両校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。また、交流を実施する際には、双方の学校で「交流ノート」を作成し、年間予定や交流のねらい、実践後の具体的な交流内容や成果と課題などを記録するようにした。そして、作成した「交流ノート」を、実施後や次年度に交流する前に双方で確認することで、交流内容をより深化・充実させていくようにしている。

これまでに多くの学校間交流を行ってきたが、すべてが順調に進んできたわけではなく、交流する中での発言や行動から相手の児童・生徒の気持ちや自尊心を傷つけてしまったり、双方の教師のねらいや思いにずれが生じたりといった課題も出てきた。

今後は、そういった課題を解消するために、担当者が交流ノートをもとに、それぞれの学校でのねらいや思いについて交流前に確認し合うことが重要である。今後も、学校教育における、交流及び共同学習を通じた障害者理解をより深め、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことができるようにすることで、共に尊重しあいながら協働して生活していこうとする態度を育んでいきたい。

〔事例提供：大阪府大阪市立啓発小学校〕

事例 3

障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習による相互理解の推進の取組

〔小学校 6 年生（特別支援学校の児童との交流及び共同学習）

総合的な学習の時間 6 時間〕

●活動の概要

これまでの学校間交流では年間の実施回数が限られており、相互理解をより深めることが課題となっていたことを踏まえ、障害者スポーツ等を取り入れ、児童同士が主体的に考えたり、関わったりする場面を意図的に設定した。そして、効果についてアンケート調査により検討した。

●活動内容

(1) ねらい

障害者スポーツ等を体験することを通じて、パラリンピック等への関心を高めるとともに、障害者に対する理解を深め、互いに認め合い、共に生きる気持ちを育てる。

(2) 活動の実際（事前学習、当日の学習、事後学習）

（教育課程上の位置付け）

6 年生の総合的な学習の時間の単元「柏崎に生きる」を行う中で、交流及び共同学習を取り扱い、特別支援学校の児童との体験を通してこれからの地域について考える学習を 6 単位時間実施した。

（年間指導計画の概要）

実施時期	時	主な活動内容	評価とその方法
10 月下旬	2	1. 障害者スポーツ・ニュースポーツについての学習会 2. カローリング体験	障害者スポーツの意味を理解する（観察）
11 月下旬	2	1. デフリンピックについての学習会（特別支援学校（聴覚障害）の児童から） 2. カローリング大会	デフリンピックに関心をもつ（ワークシート）
12 月下旬	2	障害者スポーツアスリートによる講演会及び実技体験	障害に対する理解を深め、共生の意識をもつ（手紙）

事前のアンケートでは、聴覚障害や他の障害に対する認知は高いことがうかがえた。しかし、聴覚障害のイメージとして、「どのように接したらいいのかわからない。」と答えた児童が 47%、「友達になるためには特別なことが必要である。」と答えた児童が 53%、「話が分かりにくかったり、伝えることが難しかったりする。」と答えた児童が 93%、「何かの手助けが必要だと感じたことがある。」と答えた児童が 97%であるなど、コミュニケーション等での不安を感じている児童が多いことが分かった。また、これまでの学校間交流では本校の行事等への体験参加型の活動になることが多く、内容が深まらないまま、顔なじみ程度の関わりに留まっているのが現状であった。

そこで、交流校との協議の上、児童同士が主体的に関わり合いながら、自然な形で相互理解が深められるように、以下のように取り組むこととした。

- ① 給食、昼休み、清掃活動も交流及び共同学習として位置付け、一緒に活動する時間を増やす。
- ② 主たる活動には、発達の段階や障害種別にかかわらず楽しみ、作戦を話し合うなど、児童が協力し合えるニュースポーツ「カローリング」を取り入れる。
- ③ 交流校の卒業生であり、デフリンピック 4 × 100m リレー金メダリストの佐々木琢磨選手の講

演会を設定し、障害者スポーツ及び障害者理解の推進を図る。

④ コミュニケーションの際に配慮してもらいたいことを伝える。

当日の学習では、意識して関わろうとする児童が増え、本校児童と交流校児童が互いに励まし合ったり、身振り手振りでアドバイスを伝えたりするなど、互いの一投一投を喜び合う姿が見られた。また、講演会では、講師の生き様が刺激となって自分自身の生活をよりよいものにしようとする児童も多く見られたほか、デフリンピックにも興味をもち、テレビで見たいという感想や、調べてみたいという感想も聞かれた。

事後のアンケートでは、「どのように接したらいいのかわからない。」と答えた児童が 47%から 7%、「友達になるためには特別なことが必要である。」と答えた児童が 53%から 28%になるなど、コミュニケーション等での不安が解消された。記述欄には、「気持ちはジェスチャーで伝わる。」、「表現を大きくするとわかる。」、「障害があっても自分たちと同じように運動できる。」、「障害があるとなにもできないと思ったけれど、色々なことができること



がわかった。」など、障害の有無にかかわらず、仲間として受け入れようとする意識の高まりがうかがわれ、本取組により、相互理解の推進に一定の成果が得られたと考える。

一方、「話が分かりにくかったり、伝えることが難しかったりする。」と答えた児童は 93%から 77%、「何かの手助けが必要だと感じたことがある。」と答えた児童は 97%から 77%と、減少したものの依然高いことから、現在、本校児童が身に付けているコミュニケーション手段では、日常的な意思疎通を図る上で困難を来している可能性が示唆された。今後、タブレット端末や手話など、多様なコミュニケーション手段の活用について検討する必要があると考える。

● 実施に当たって工夫したこと

- ・児童の聴覚障害に関する理解が深まるよう、交流の直前だけではなく、前年度から、交流校の児童が聴覚障害やコミュニケーションについて発表する「聞こえの学習会」を実施し、聴覚障害者に対する関わり方等について学習する機会を設けている。
- ・障害者スポーツアスリートの講演会には、交流校に併設する八戸盲学校の児童を招待し、聴覚障害以外の障害のある児童と触れ合う機会とした。
- ・上級障がい者スポーツ指導員を招へいし、パラリンピック競技についての講演会を実施するなど、障害者スポーツへの興味や関心を高めるようにした。

● 活動の成果、今後の展望

カローリングを通じた交流及び共同学習では、障害のある児童と障害のない児童がチームを組み、同じ目標に向かうことにより、本校の児童は、聴覚障害があっても自分たちとあまり変わらない、交流をするためには特別なことは必要ないと感じるようになり、聴覚障害のある児童に対して、意識せずに必要な支援や協力ができるようになっていく。児童同士の自然な関わりの中で、障害の有無にかかわらず、お互いのよさに気付き、認め合うことができるようになるなど、共生社会の礎となる相互理解の推進が図られたと考えている。

また、世界で活躍する障害者アスリートの講演会では、障害という枠組みにとらわれず、自分自身の生活や夢を見直し、よりよいものにしようと考えられる児童が増えた。

今後は、近隣の大学等と連携してスポーツの内容を充実させるなど、外部機関や近隣住民と連携した取組について検討し、地域における相互理解の推進を図っていきたい。

〔事例提供：青森県八戸市立柏崎小学校〕

事例 4

ボッチャ等を通じた交流及び共同学習

〔中学校 1～3 年生（特別支援学校の生徒との交流及び共同学習）

総合的な学習の時間 4～6 時間〕

●活動の概要

1 年次に学年単位、2 年次にクラス単位、3 年次に少人数グループで、計画的に中学校と特別支援学校中学部（知的障害）との交流を実施している。1 年次には、特別支援学校の教師の出前授業による事前学習を実施している。両校教師の意見交換会を設け共通理解を図っている。

●活動内容

（1）ねらい

障害者スポーツを共に行うことにより、障害のある生徒の立場で物事を考えることを学ぶとともに、障害者への理解を深める。

（2）活動の実際（事前学習、当日の学習、事後学習）

（教育課程上の位置付け）

1 年生の総合的な学習の時間の「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする」学習、2 年生の「互いを尊重し認め合う社会とはどのようなものか関心を持つ学習」、3 年生の「共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを考える」学習を行う中で、交流及び共同学習を取り扱い、1 年生は 6 単位時間、2 年生は 4 単位時間、3 年生は 5 単位時間の交流及び共同学習を実施した。

（年間指導計画の概要）

実施時期	時	主な活動内容	評価とその方法
5 月	1	1 年生 特別支援学校の教師による出前授業（中学校にて） ・障害の理解、学校紹介 ・実態把握アンケート記入	・特別支援学校について正しく理解している（アンケート） ・一緒に活動する喜び・楽しさを感じることができる（振り返りシート）
	2	1 年生 中学部との交流対面式（中学校にて） ・歌の交換、大玉ころがし	
	2	3 年生 交流事前学習 ・手作りゲームの考案と準備	・相手と共に楽しめるゲームを考え、準備することができる（振り返りシート） ・自らの交流を振り返り、よりよい交流について考えている（振り返りシート）
	3	3 年生 中学部との交流（特別支援学校にて） ・中学生が考えた手作りゲーム（新聞輪投げ、ペットボトルボウリング、缶タワー、缶バスケット、風船バレーなど）	
10 月	4	2 年生 中学部との交流ピクニック ・リングリレー、大玉ころがし、ゲームなど（今回は天候を考慮し、特別支援学校での交流会に変更した）	・相手が楽しんでいるかを意識しながら、一緒に活動を楽しむことができる（振り返りシート）
11 月	3	1 年生 中学部との交流（特別支援学校にて） ・ボッチャ、フロート R など	・一緒に活動する喜び・楽しさを感じながら、相互理解を深めている（振り返りシート）

① 1年生の交流

1 学期に、中学校の体育館で、特別支援学校の生徒との交流対面式を実施した。前日に、特別支援学校の教師が出前授業を実施し、特別支援学校で学ぶ生徒のイメージをもてたことで、スムーズに交流に臨むことができた。交流当日は、両校の生徒がペアになって大玉ころがしに取り組んだ。相手を意識しながら大玉を転がす姿や、生徒が大玉を転がすたびに歓声をあげる姿、また待ち時間にお互い自己紹介する姿が見られた。



2 学期に、特別支援学校の体育館で、ボッチャとフロートRの体験交流を行った。多くの生徒が楽しく参加でき、障害者スポーツに対する興味・関心の高まりにつながることができた。さらにお互いを知る機会とすることができた。

② 2年生の交流

2 学期に交流ピクニックを計画していたが、天候を配慮して、特別支援学校の体育館で、大玉ころがしやリングを使ったリングリレーに取り組んだ。いずれも、協力しあいながら進める種目であり、お互いを意識しながら活動することができた。

③ 3年生の交流

1 学期に、特別支援学校の各教室を使って、ペットボトルボウリングや風船バレーなどに取り組んだ。種目はすべて中学校の生徒が考えたものであり、特別支援学校の生徒に対する配慮が随所に見られ、1年次から交流を重ねてきた成果と考えられる。

●実施に当たって工夫したこと

4月に両校の担当教師が打ち合わせ、年間計画を作成した。毎回の交流に当たっては、事前に担当者の打合せを行った。3月には、合同反省会を行った。

また、8月には教師の交流学習会を実施した。生徒の情報交換、交流に関する意見交換と、障害者スポーツ（ボッチャ、フロートR）についての実地研修を行った。

教師の連携により、双方の生徒の成長につながる交流を実施することができている。

●活動の成果、今後の展望

参加した生徒からは、ペアの相手のことを考えてスポーツに取り組んだり、ペア以外の障害のある生徒にも進んで話しかけることができるようになったりしたとの感想があった。

一方で、コミュニケーションの方法に苦労したとの感想もあり、活動に際して配慮する必要があるという課題も見られた。

このような点を踏まえ、次年度の取組に生かしていきたい。

〔事例提供：三重県四日市市立笹川中学校〕

事例 5

文化芸術活動に係る計画的・継続的なワークショップによる交流及び共同学習

〔高等学校 3 年生（特別支援学校の生徒との交流及び共同学習）
総合的な学習（探究）の時間 54 時間〕

●活動の概要

高等学校と特別支援学校（知的障害）高等部との交流及び共同学習を総合的な学習の時間で取り扱い、地元劇団の協力を得て両校生徒で行った文化芸術活動のワークショップを、年間を通じて計画的・継続的に実施した。

●活動内容

(1) ねらい

ミュージカルのワークショップを主体とした特別支援学校の生徒との交流及び共同学習を計画的・継続的に実施することを通して、障害者に対する理解を深めるとともに豊かな人間性を育み、地域社会における自分の生き方について考えることができるようにする。

(2) 活動の実際

① 教育課程上の位置付け

総合的な学習の時間の芸術講座「ミュージカル」の中で交流及び共同学習を取り扱い、54 単位時間（年間 70 単位時間の計画）実施した。

（年間指導計画の概要）

実施時期	時数	主な活動内容	評価とその方法
1 学期	16	学習の心構えと学習テーマの意義の確認 ワークショップ 5 回（特別支援学校と合同） ワークショップの振り返り・ミュージカル準備（大道具作り等）	<評価> ・特別支援学校の生徒と共に、ミュージカルを作りあげていく達成感を味わうことができたか ・活動を通して、特別支援学校の生徒に対して積極的に関わることができたか
2 学期	30	ワークショップ 11 回（特別支援学校と合同） ワークショップの振り返り・ミュージカル準備（大道具作り等） 総合的な学習の時間発表会準備・中間発表会・概要集作成	
3 学期	8	ワークショップ 1 回（特別支援学校と合同） 総合的な学習の時間発表会 振り返り及びアンケート結果分析	<評価方法> ・ワークショップごとに、事後アンケートを実施

② ワークショップの実施

ミュージカル公演の実施を目指して、4 月から 1 月までの間、演技・歌唱練習や大道具作りなどの様々なワークショップに全 17 回取り組んだ。具体的な内容としては、プロの劇団員による文化芸術作品（朗読劇、群読、歌唱等）の鑑賞、実演指導を通した生徒の内面を引き出す自己表現活動、両校生徒によるオリジナルミュージカルの創作などを行った。

③ 事前・事後学習

特別支援学校との合同ワークショップを実施しない週の総合的な学習の時間で、前回のワークショップの振り返りや、次回のワークショップに向けた準備等、交流及び共同学習の事前・事後学習に取り組んだ。

その活動の中で、特別支援学校の生徒の特性や、障害に配慮された道具等について深く考え、より主体的な活動へ結び付けることができた。

④ 成果発表

ワークショップの集大成として、ミュージカル公演を位置付け、創作したミュージカルを市内の文化施設で上演することで、地域全体の障害者理解に結び付ける機会とした。当日は、保護者や地域住民等、約 500 人の前で公演を行い、生徒全員が緊張感の中で表現することの喜びを経験し、達成感や充実感を味わうことができた。



ミュージカル公演

● 実施に当たって工夫したこと

○ 担当者会議の実施

ワークショップを実施後、両校の教職員と講師等関係者による担当者会議を実施した。活動の振り返りや今後の方向性や両校の生徒の得意なことや苦手なこと、負担に感じていることへの配慮事項についても情報を共有した。生徒の特性を生かし、楽しく充実した活動になるよう計画を見直しながら実施した。

○ 校内における障害者理解の促進

本活動の趣旨や内容については、文化祭やミュージカル公演リハーサル、「総合的な学習の時間」の発表会等の機会を通して全校生徒や他の教職員に周知した。活動の進捗状況や交流の様子を知ってもらえきっかけとなり、特別支援学校の生徒や、共生社会の意義について、理解を促す機会となった。

● 活動の成果、今後の展望

教育課程上の位置付けを明確にしたことにより、生徒の実態等に合わせて段階的に活動を実施することができ、その指導においては、PDCAサイクルを確立しながら継続的な活動を進めることができた。両校の生徒たちは、12月中旬のミュージカル公演を目標にして、一体感を感じることができた。最初のうちは、交流を積極的に行えず、自信がなさそうな生徒が多かったが、ワークショップを重ね、それぞれの役割を遂行する中で、学校を超えた連帯感が生まれ、互いの得意なことや苦手なことを認め合い、協力し合う姿が随所に見られるようになった。また、この活動を地域に発信したことで、地域社会に対する障害者理解の促進にもなったと言える。

〔事例提供：愛媛県立新居浜南高等学校〕

事例6 体操等の行事を通じた交流及び共同学習

〔特別支援学校小学部1～3年生（小学校の児童との交流及び共同学習） 特別活動3時間〕

●活動の概要

特別支援学校（知的障害）小学部低学年の児童が小学校へ年2回訪問し、第2学年の児童と活動するという形の交流会を通し、「関わりの広がり」（普段とは異なる環境を受け入れること）が見られた。

●活動内容

（1）ねらい

小学校の児童と協力し合ったり、自分から進んで活動に取り組んだりすることで経験を広げ、社会性を身に付けることができる。

（2）活動の実際（事前学習、当日の学習、事後学習）

（教育課程上の位置付け）

1～3年生の特別活動の学校行事（遠足・集団宿泊的行事）を行う中で、交流及び共同学習を取り扱い、それぞれ3単位時間実施した。

①事前学習

本校児童が交流会に対する見通しをもち活動への意欲を高めることができるよう、次の学習を行った。

- ・以前交流した活動の様子を想起できるよう、写真やビデオ視聴を行った。
- ・交流先の友達に対するイメージがもてるよう、一人一人の顔写真を見る時間を設けた。
- ・交流会で予定されている活動（かけっこ、遊具遊び、輪投げ、ボウリング、しゃぼん玉など）に対するイメージをもつことができるよう、本校でも事前に取り組むよう指導計画に位置付け、繰り返し体験するようにした。

②当日の学習

事前学習を行ったことで、本校の児童は、交流会の意欲を高め、当日の活動をスムーズに受け入れることができた。

小学校の児童の各グループ（1グループ7～8人）の中に本校の児童が1～2名ほど入るようにした。小学校の児童から「○○君、一緒にやろう！」と活動に誘ってくれたり、「□□さん、こうやってやるんだよ！ちょっと見ててね」と丁寧に手本を示してくれたりする様子が見られた。また、それに笑顔で応えて活動にスムーズに参加したり、活動を自分なりに模倣して取り組んだりする本校の児童の様子も見られた。両校の教師が指示を出さなくても共に活動する様子がそれぞれのグループで見られた。

本校の児童に活動後に感想を聞いたところ、「楽しかった！」と笑顔で表現する姿が見られた。各学級や学年単位で交流の様子をビデオや写真などで振り返ったところ、スクリーンを指さしながら楽しかったことを懸命に伝えようとする姿や、友達の声に笑顔になる児童の姿なども見られた。教師が「また一緒に遊びたい人？」と質問を投げかけると元気よく拳をし、「次はいつ会えるの？」「また○○したいなあ」などと期待感をもった発言も聞かれた。

③事後学習

感想やがんばったことを発表し合う中で、互いのよさやがんばりに気付くことができるようにする。

(年間指導計画の概要)

実施時期	時	主な活動内容	評価とその方法
9月 月上旬	1	かけっこ、輪投げ、遊具遊び、ボウリング、しゃぼん玉など	・友達と同じ活動をする ことができたか
10月 月上旬	2	○学習発表 ・小学校「楽器演奏」 ・特別支援学校「リトミック体操」 ・両校「バルーン」	・友達と協力して活動 することができたか ・自分から進んで活動に 取り組むことができたか

【写真1 第1回交流会の様子】



【写真2 第2回交流会の様子】



●実施に当たって工夫したこと

①学校同士が十分に連絡を取り合う

- ・両校の児童同士がスムーズに慣れ親しむことができるように、予め顔写真やビデオレターなどを活用して理解に努めるようにした。
- ・本校の児童の様子を伝え、受け入れやすい活動（過去に経験しているもの、または活動が分かりやすいもの）を設定した。

②双方にとって意義のある交流にする

- ・小学校の児童は障害者理解、本校の児童は経験を広げるというねらいのもと、第1回目はグループごとに遊びを楽しむ活動にして、お互いが楽しく自然に触れ合えるようにした。
- ・第2回目は学習発表の場とした。小学校は音楽の歌や合奏、本校の児童は体育のリトミック体操を行い、お互いに日頃の学習の成果を見せ合い、最後に合同でダンスを行った。

③交流の準備を効率よく行う

- ・交流が無理なく継続しやすいものになるように準備に時間をかけすぎないようにした。両校の児童や教師が1年を通して教育課程の中で無理なく実施し、当日を楽しく、そして次回の交流を楽しみにできる内容を心掛けた。

●活動の成果、今後の展望

交流を通して、「関わりの広がり」（普段とは異なる環境を受け入れること）が見られた。グループ活動や全体活動に参加できなかった児童が、交流を積み重ねることで小学校の友達と一緒に活動を行ったり、学習発表では普段取り組んでいる体操を体いっぱい表現したりする姿が見られた。近い将来、地域の中で生活する児童にとって、この積み重ねが生きる力につながるであろうと考える。是非、両校の児童達の想いをくみ取りながら今後も継続し、共に尊重し合いながら生活できる態度を育てていきたいと強く思う。また、活動を固定化するのではなく、新しいことにも挑戦し、お互いに意義のある交流にしていく必要があると考える。障害の理解という点では、お互いが楽しめる「ポッチャ」などの障害者スポーツを取り入れての活動も効果的ではないかと考える。

〔事例提供：千葉県立東金特別支援学校〕

事例 7

音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習

〔特別支援学校小学部 2 年生の居住地校交流 音楽 3 時間、給食・昼休み〕

●活動の概要

居住地校交流における「交流及び共同学習」の充実を図るため、特に①打ち合わせの重視、②年間計画を立て組織的に取り組むこと、③合理的配慮の提供、④地域への啓発を行った。

●活動内容

(1) ねらい

十分な事前学習や合理的配慮により、慣れない環境でも、同年代の友達と一緒に楽しく活動に取り組むことができるようにする。

(2) 活動の実際

(教育課程上の位置付け)

音楽科の歌唱及び器楽に関する学習を行う中で、交流及び共同学習を取り扱い、3 単位時間実施した。

(年間指導計画の概要)

実施時期	時	主な活動内容	評価とその方法
6 月中旬	1	「音楽」の授業で歌を歌ったり、音楽に合わせてキーボードを弾いたりする 給食、昼休みの昔遊び（お手玉）	友達の声を聴いて、合わせて歌うことができる【観察】 相手校教員の話をよく聞いて活動できる【観察】 昼休み中友達と関わって遊ぶことができる【観察】
10 月上旬	1	「音楽」の授業で歌を歌ったり、音楽に合わせてキーボードを弾いたりする 昼休みの手遊び、折り紙	範奏を聴いて演奏できる【観察】 みんなと一緒に楽しく活動できる【観察、自己評価】 リラックスして友達と関わることができる【観察】
11 月上旬	1	「音楽」の授業で歌を歌ったり、リズムに合わせて楽器（小太鼓）を演奏したり、「歌のプレゼント」としてみんなの前で「虫の声」を独唱したりする 昼休みの「なべなべそこぬけ」	自分のパートを曲に合わせて演奏できる【観察】 話をよく聞いてみんなと一緒に活動できる【観察】 目標を意識して、落ち着いて参加できる【観察、自己評価】

児童 A は、特別支援学校小学部 2 年生病弱・身体虚弱、知的障害のある児童であり、心臓疾患のため常に酸素ポンペを携帯し、酸素吸入を行っている。

年度初めに校長同士による話し合い、担任と合理的配慮協力員による事前打合せを行い、共通理解を図った。

本校では、事前学習として「日常生活の指導」で歌う活動を取り入れるとともに、「遊びの指導」では楽器に触れたり演奏したりする活動を設定した。交流の日時や当日の活動、給食の献立がわかり次第伝えることで、期待感を高めた。また、交流授業中の活動目標だけでなく、社会的ルールの観点からも目標を設定し、直前に「今日の目標」を再確認させた。

M 小学校では、児童 A の身体に合う机と椅子の用意、交流用の音楽の教材（歌詞やリズムで使用する箇所のみ大きく分かりやすくしたもの）の作成、授業での座席配置と視覚的な支援教材（拡大手本や楽器の写真カード使用）、給食用食器準備等を行った。階段の移動の際には教師や M 小児童が携帯用酸素ポンペを持ち介助した。また、授業前後と給食後にトイレにいくよう配慮したり、比較的誰とでもコミュニケーションをとろうとする児童と並ぶよう座席位置の配慮をしたりした。さらに、本校担任が M 小学校児童に対して事前授業を行い、児童 A の本校での普段の様

子や交流を楽しみにしている様子をビデオ映像で伝えた。

児童 A は、交流の回数を重ねるごとに、挨拶の声が大きくなり、M 小学校担任の指示を聞き、周囲の児童の様子をよく見て学習に取り組むことができるようになった。音楽の授業では自分から積極的に授業に参加できるようになり、一人で大きな声で歌う場面も見られた。その姿に触れることによって、M 小学校の児童の歌声も向上していく様子が見られた。

交流を終えた後、児童 A は、本人の希望で、M 小学校児童が歌った歌を本校でも毎朝歌うことにした。児童 A は楽しそうに歌いながら「M 小学校で一緒に歌いたいなあ」とつぶやいていた。M 小学校の児童は、事前授業と交流を重ねた結果、児童 A を特別視することがなくなり、優しくすることはよいことだが、自分でできることまで手伝ってしまうのはよいことではない、と児童たち自らが気づき、言動に変化が見られた。



●実施に当たって工夫したこと

- ・ 年間 3 回のインクルーシブ教育推進会議（県教委担当者、市町教委担当者、交流相手校校長、合理的配慮協力員、P T A 会長、本校校長、事務局）を開き、地域全体の意識の向上に努めた。また、教職員、保護者、地域住民を対象とした合同研修会を設け、交流及び共同学習の意義を学んだ。
- ・ 外部人材を活用して合理的配慮協力員を配置し、毎回の事前打合せと交流当日の授業参観、事後反省会において専門的な見地から指導・助言を得た。双方の教員は、合理的配慮協力員から事前に受けた活動全般についての支援や配慮の提案を授業で生かすようにした。
- ・ 活動状況を記載した広報誌「かがやき」を配付したり、交流相手校や地域の公共施設等に活動内容を広報するポスターをパネル展示し、1 ヶ月ごとに回覧したりした。さらに、交流の意義を伝えるため、保護者や関係者、地域住民を招き、「実践報告会」を開催した。

●活動の成果、今後の展望

開始前には交流に対する教員間の意識の差や双方の児童間の学習進度の違いが指摘されたが、事前の打合せと各学校での事前学習を丁寧に行い、ねらいを明確にし、指導案を基に取り組むことで、一つ一つの活動に対する配慮や支援を考えることができた。また、子供の実態に応じた活動内容を特別支援学校側から提案し、交流及び共同学習が充実していった。組織的な取組を継続することで、双方の教職員の意識が変化し協力関係と理解が深まったと考えられる。

居住地校交流が単発の行事ではなく、継続的な取組になるには、障害のある子供、障害のない子供、相手校の子供、双方の関係者が、「やってよかった」という満足感を得ることが重要である。この事例では、障害のある子供は、障害のない子供たちとずっと一緒に活動したいという思いを抱き、障害のない子供たちは、障害のある子供にどう接したらよいか分かるようになり、温かい人間関係を築き始めたと言える。

〔事例提供：福井県立嶺南東特別支援学校〕